

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【会社名】	マスプロ電工株式会社
【英訳名】	M A S P R O D E N K O H C O R P .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 端山佳誠
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県日進市浅田町上納80番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長端山佳誠は、当社の財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基準の枠組みに準拠して内部統制を整備および運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しています。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の代表取締役社長端山佳誠は、平成22年3月31日を基準とし、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）および決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解および分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備および運用状況ならびにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、上記の全体的な内部統制の評価結果を踏まえ、売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している売上管理区分を評価対象とし、それらの売上管理区分における、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」「完成工事未収入金」「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスは、個別に評価の対象に追加いたしました。

なお、評価対象を事業拠点とせず、売上管理区分とした理由は、取引形態毎に業務プロセスが全く違う一方で、各拠点間において、業務プロセスの差異は認められないことから、評価対象の絞込みを売上管理区分により行うことが適切であると判断いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備および運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長端山佳誠は、平成22年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。